

令和 8 年試験

論文式試験問題

民 法

注 意 事 項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし／受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等，これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては，試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで，配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には，応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

- ・不正行為を行った場合／試験官の指示に従わない場合／周囲に迷惑をかける等，適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合，直ちに退室を命ずることがあります。

3 試験問題

- ・試験開始の合図後，直ちに頁数(全 2 頁)を調べ，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後，直ちに頁数(全 4 頁)を調べ，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては，ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合／答案用紙に記入した文字(数字を含む。)の判読が困難な場合，採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。ホッチキス留めを外した場合は，採点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後，目視で受験番号及び氏名を確認し，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後，各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後，直ちに筆記用具を置き，答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
 - ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで，絶対に席を立たないでください。
 - ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は，直ちに挙手し，試験官に申し出てください。
- 試験官に回収されない場合，いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

- ・試験終了後，持ち帰ることができます。
- なお，中途退室する場合には，持ち出しは認めません。必要な場合は，各自の席に置いておきますので，試験終了後，速やかに取りに来てください。

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法

令和8年論文式民法

(民 法)

(満点 100点)

{ 第2問とあわせ }
{ 時 間 2時間 }

第 1 問 (50点)

兄弟である A・B・C は、別荘として使用する目的で、お金を出し合って土地とその土地上の建物(以下、この建物と土地を併せて「本件不動産」という。)を購入し、これを共有している。持分割合は3分の1ずつであり、その旨の登記がされている。

これを前提に、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。なお、**問題 1** 及び **問題 2** は、それぞれ独立した問いである。

問題 1 以下の(1)及び(2)について答えなさい。なお、(1)及び(2)は、それぞれ独立した問いである。

- (1) 本件不動産は長年使われていなかったが、半年ほど前から、A が、B・C に無断で、本件不動産に家族とともに定住するようになった。このとき、B・C が、その持分権に基づいて A に対して明渡しを請求することができるか論じなさい。
- (2) B・C は、使わなくなった本件不動産を処分しようと考え、A の同意書を偽造し、その偽造の事実を知らない D に本件不動産を譲渡した。この場合において、D が単独で本件不動産の所有権を取得できるか。できないとした場合、A・B・C・D の本件不動産に対する権利はどのような状態となるか論じなさい。

問題 2 A・B・C は、A 宅に集まった際に、本件不動産を誰かに売却するかについて話し合った。結論は出なかったが、顔を合わせる機会も少ないため、とりあえず、B・C から A に対して、委任事項欄に「本件不動産の売買について」と記入された委任状を預けておき、本件不動産を売るかどうかや A に代理権を与えるかどうかは後日決めることとして、その日は解散した。

ところが、A は、その数日後、E に対して B・C から預かった委任状を提示し、B・C の代理人と称して、E との間で以下の(ア)(イ)の行為をした。その後、B・C は、本件不動産の売却をしないことに決めた。(ア)(イ)それぞれの場合において、B・C が、E に対して登記の抹消を求めることができるか、必要に応じて場合分けをして論じなさい。

- (ア) A は、E に対して本件不動産を売却し、所有権の移転登記もされた。
- (イ) A は、E から金銭を借り入れるに当たり、E との間で本件不動産への抵当権設定契約をし、抵当権の設定登記もされた。

令和 8 年論文式民法

令和8年論文式民法

(民法)

(満点 100点)

{ 第1問とあわせ }
{ 時間 2時間 }

第2問 (50点)

Bは、2024年1月から月額80万円でA所有の建物(以下「本件建物」という。)を賃借していた(以下「本件賃貸借」という。)。その後、Bは、Aの承諾のもと、本件建物を店舗に改修し、2024年5月にCに月額380万円で転貸した(以下「本件転貸借」という。)。当初Bは、賃料を滞りなく支払っていたが、2025年1月分から賃料の支払いを怠っている。

これを前提に、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、 **問題1** 及び **問題2** は、それぞれ独立した問いである。

問題1 以下の(1)及び(2)について答えなさい。なお、(1)及び(2)は、それぞれ独立した問いである。

- (1) Bの債務不履行を知ったCは、もし本件賃貸借が解除された場合、店舗の営業ができなくなると思い、自身がBの未払賃料を弁済しようと考えている。Cの弁済が認められるかについて論じなさい。
- (2) Bは、本件賃貸借及び本件転貸借とは無関係の自分の父Dに、自身の未払賃料の弁済を依頼し、Dはこれに基づきAに弁済しようと考えている。AはB以外からの弁済を受けるつもりがなく、また、DがBから委託を受けていることについては知らない場合について、Dの弁済は認められるかについて論じなさい。

問題2 AはBに対して2025年7月1日に、同年1月分から同年6月分までの未払賃料を同年8月31日までに支払うよう催告したが、Bはこれを支払わなかった。

- ① そこで、Aは2025年9月30日に債務不履行を理由に本件賃貸借を解除した。
 - ② 同年10月31日に、AはB及びCに対して本件建物の明渡しを請求した。
 - ③ その後、2026年4月1日にAの明渡請求を認容する判決が確定した。
 - ④ 現在(2026年8月23日)もなおCが本件建物を占有し続けている。
- 他方で、BはCに対して現在までの転借料の支払いを請求した。これに対してCは上記①から④のどの時点までの転借料を支払えばよいかについて論じなさい。

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法

令和 8 年論文式民法